

青森県立保健大学 同窓会

定期総会

日時：平成22年10月9日（土）

午後3時00分より

場所：青森県立保健大学 交流センター

次 第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 事

- | | | |
|-------|--------------------------|-------|
| 第1号議案 | 新役員の承認 | (資料1) |
| 第2号議案 | 平成22年度事業報告 | (資料2) |
| 第3号議案 | 平成22年度収支決算
平成22年度監査報告 | (資料3) |
| 第4号議案 | 平成23年度事業計画(案) | (資料4) |
| 第5号議案 | 平成23年度予算(案) | (資料5) |
| 第6号議案 | 個人情報保護方針(案) | (資料6) |
| 第7号議案 | 同窓会係について(案) | (資料7) |
| 第8号議案 | 資料のペーパーレス化について(案) | (資料8) |

4. その他

5. 閉 会

新役員承認

新役員候補者

役職名	氏名	学科	卒業期
学年幹事	加藤 利佳	理学	8
学年幹事	畑井 望美	社福	8
学年幹事	前田 麻衣	社福	8
学年幹事	犬亦 江梨奈	看護	8
学年幹事	三浦 崇	看護	8
学年幹事	山田淑恵	看護	8

平成22年度（平成21年10月1日～平成22年9月30日）事業報告

事業名	期日	内容
1) 会議 理事会（※1） 拡大役員会（※2）	平成21年12月20日 平成22年2月20日 平成22年4月17日 平成21年10月10日 平成21年11月14日 平成22年7月3日	各部局の報告、会則の検討 総会の議案検討・議事内容の決定、 次年度事業計画・予算の検討、総会の準備
2) 総会 定期総会 懇親会	平成21年10月10日 同上	平成21年度事業報告、収支決算、監査 平成22年度事業計画（案）、収支予算（案） 新役員の承認
3) 行事 卒業式 卒業パーティ	平成22年3月18日 同上	第8期生へ祝電、同窓会会費徴収 第8期生へ花束贈呈
4) 事業 ホームページ開設事業 卒業生ガイダンス 新入生ガイダンス	平成22年2～3月 平成22年4月	同窓会ホームページの作成 卒業生への広報 新入生への広報

※1 理事会：会長、副会長、理事、会計、監事と参加したい人

⇒各部局の進行状況報告や、仕事の割り振りの検討を行う時

※2 拡大役員会：会長、副会長、理事、会計、監事、学年幹事を含む役員全員の参加

⇒事業内容の詳細検討など、多数の意見を求めるとき

平成22年度（平成21年10月1日～平成22年9月30日）収支決算書

収入決算額 ; 3,502,489 円

支出決算額 ; 582,704 円

次年度繰越金 ; 2,919,785 円

○収入の部

(円)

項目	内容	決算	予算	増減	備考
前年度繰越金		3,128,146	3,128,146	0	
会費		350,000	1,720,000	▲1,370,000	
	現金納入	320,000	1,720,000		@10,000×32名
	払込納入	30,000	0		@10,000×3名
雑収入		24,343	0	24,343	利息883 交通費払い戻し2,460 懇親会費 21,000

収入計 (A) 3,502,489 4,848,146 ▲1,345,657

○支出の部

(円)

項目	内容	決算	予算	増減	備考
事務費		66,366	90,420	▲24,054	
	振込手数料	1,470	420	1,050	郵送630 弁当315 ホームページ作成525
	事務用品代	24,295	40,000	▲15,705	ネームプレート, セロハンテープ, ゴミ袋 封筒, コピー用紙, 蛍光ペンなど 封筒, コピー用紙 宛名ラベル, USB 封筒, ネームプレート, クリップ, 宛名ラベル 21年4月から22年3月分
	コピー代	40,601	50,000	▲9,399	
行事費		45,633	35,000	10,633	第8期生卒業パーティーへ花束・祝電代 19,057 第二回定期総会懇親会 26,576
会議費		208,278	198,800	9,478	
	役員交通費	128,860	134,000	▲5,140	11/14 拡大役員会 (8名) 12/20 役員会 (8名) 2/20 役員会 (5名) 2/23 看護科への同窓会案内 (1名) 3/18 卒業式会費徴収 (3名) 4/17 役員会 (5名) 7/3 拡大役員会 (11名) 9/4 役員会 (6名うち1名欠席) 9/25 監査 (3名) 10/10 定期総会 (17名)
	役員交通費(総会)	68,600	50,000	18,600	

弁当代	3000	4,800	▲1,800	3/18 卒業式会費徴収 (@500×6)
お茶代	900	10,000	▲9,100	3/18 卒業式会費徴収 (@150×6)
各支部会議費	6,918	0	6,918	12/9 弘前支部 5,061 (4名) 3/21 八戸支部 1,857 (2名)
郵送費	117,107	97,600	19,507	
役員案内	9,190	11,040	▲1,850	
臨時総会案内	0	0	0	
第二回定期総会議事録	32,917	36,400	▲3,483	455通 (佐川急便に委託)
ホームページ開設案内	35,000	0	35,000	450通 (はんこ広場に委託)
第三回定期総会返信用切手	40,000	0	40,000	@80×500
第三回定期総会案内	0	50,160	▲50,160	
事業費	145,320	131,000	14,320	
同窓会ホームページ開設事業	145,320	131,000	14,320	初期費用, 年間更新料, サーバー代
支出計 (B)	582,704	552,820	29,884	
次年度繰越金 (A-B)	2,919,785			

監査報告書

平成22年度青森県立保健大学同窓会の収支決算書について監査した結果、適正であることを認めます。

平成22年9月25日

青森県立保健大学 同窓会

監事 春藤優子 

平成23年度（平成22年10月1日～平成23年9月30日）事業計画（案）

事業名	期日	内容
5) 会議 理事会（※1） 拡大役員会（※2）	平成22年11月 ～年4回程度 平成22年10月9日 ～年2回程度	各部署の報告、 総会の議案検討・議事内容の決定、 次年度事業計画、予算の検討、総会の準備
6) 総会 定期総会 懇親会	平成22年10月9日 同上	平成22年度事業報告、収支決算、監査 平成23年度事業計画（案）、収支予算（案） 新役員の承認
7) 行事 卒業式 卒業パーティ	平成23年3月 同上	第9期生へ祝電、同窓会会費徴収 第9期生へ花束贈呈
8) 事業 卒業生ガイダンス 新入生ガイダンス 同窓会開催へ向けての企画・ 準備	平成23年2～3月 平成23年4月	卒業生への広報 新入生への広報

※1 理事会：会長、副会長、理事、会計、監事と参加したい人

⇒各部署の進行状況報告や、仕事の割り振りの検討を行う時

※2 拡大役員会：会長、副会長、理事、会計、監事、学年幹事を含む役員全員の参加

⇒事業内容の詳細検討など、多数の意見を求めるとき

平成23年度（平成22年10月1日～平成23年9月30日）予算書

○収入の部

(円)

項目	内容	予算	H22決算	増減	備考
前年度繰越金		2,919,785	3,128,146	▲208,361	
会費		400,000	350,000	50,000	
	現金納入	400,000	320,000	80,000	3/19卒業式後に徴収（@10,000×40名）
	払込納入	0	30,000	▲30,000	
雑収入		12,000	24,343	▲12,343	10/4懇親会12名参加予定
収入計		3,331,785	3,502,489	▲170,704	

○支出の部

(円)

項目	内容	予算	H22決算	増減	備考
事務費		255,025	66,366	188,659	
	振込手数料	735	1,470	▲735	花束代振込手数料
	事務用品代	25,000	24,295	705	封筒、葉書、コピー紙等の購入
	パソコン・プリンタ購入費	100,000	0	100,000	パソコン、プリンタの購入
	コピー代	10,000	40,601	▲30,601	
	業者委託印刷代	119,290	0	119,290	第3回定期総会案内、議事録、第4回定期総会案内
行事費		35,000	45,633	▲10,633	
	花束代	15,000	19,057	▲4,057	第10期生卒業パーティー花束代
	懇親会費	20,000	26,576	▲6,576	第3回定期総会懇親会
会議費		227,180	208,278	18,902	
	役員交通費（役員会）	147,680	128,860	18,820	理事会1回約24,420円×4回 拡大1回約50,000円×1回
	役員交通費（総会）	50,000	68,600	▲18,600	定期総会（約50,000円）
	各支部会議費	15,000	6,918	8,082	弘前1回3000円×3回 八戸、青森 各3000円
	弁当	4,500	3,000	1,500	3/19卒業式後の現金徴収者（9名）
	お茶代	10,000	900	9,100	役員お茶代
郵送費		171,840	117,107	54,733	
	役員案内	8,640	9,190	▲550	封書@80×18×6回
	ホームページ開設案内	0	35,000	▲35,000	450通（はんこ広場に委託）
	第3回定期総会返信用切手	0	40,000	▲40,000	切手@80×500
	第3定期総会案内	39,200	0	39,200	封書@80×490
	第3回定期総会議事録	39,200	32,917	6,283	封書@80×490
	同窓会に関するアンケート	42,400	0	42,400	封書@80×530
	第4回定期総会案内	42,400	0	42,400	封書@80×530
事業費		31,000	145,320	▲114,320	
	同窓会ホームページ開設事業	0	145,320	▲145,320	
	更新料	31,000	0	31,000	
予備費		2,611,740	0	2,611,740	
支出計		3,331,785	582,704	2,749,081	

青森県立保健大学同窓会における個人情報の保護に関する基本規程（案）

目次

- 第1章 総則
- 第2章 個人情報の取り扱い
- 第3章 個人情報の管理
- 第4章 個人情報の開示及び訂正等
- 第5章 苦情の処理及び相談
- 第6章 雑則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、青森県立保健大学同窓会における個人情報に関する基本的事項を定めるとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程に定める用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「個人情報」とは、本会を構成する正会員・準会員・特別会員・賛助会員に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名・生年月日、その他の記述により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう。
- (2) 「個人情報データベース等」とは、個人情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
 - ア) 一定の業務の目的を達成するために、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - イ) 前項に掲げるもののほか、一定の業務の目的を達成するために、氏名・生年月日その他の記述により、特定の個人情報を手作業で容易に検索処理することが出来るように体系的に構成したもの
- (3) 「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (4) 「保有個人データ」とは、職務上作成し、または取得した情報であって組織的に利用するものとして、本会が保有しているものをいう。

なお、当該保有個人データは、第4章「個人情報の開示及び訂正等」の対象となる。
- (5) 「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

（本会の責務）

第3条 本会は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う本人の権利利益の侵害防止に関して必要な措置を講じるものとする。

（担当者の責務）

第4条 個人情報を取扱う担当者は、法令及び本規程を遵守して、個人情報を適正に取扱うとともに、個人データの正確性及び安全性の確保に努める。

- 2 個人情報を取扱う担当者は、業務上、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用しない。
- 3 前項の規定は、担当者がその職を退いた場合にあっても同様とする。

（個人情報保護の管理責任者）

第5条 この規程の目的を達成するため、個人情報保護統括管理責任者及び管理責任者を置く。

(1) 統括管理責任者

同窓会 会長

(2) 管理責任者

広報部責任者

- 2 統括管理責任者は、個人情報保護法に関する関連法令及び本規程の趣旨に則り、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定・実施するとともに、個人情報の管理に関する総括責任を負う。
- 3 管理責任者は、本規程の定めに従い、その所管する業務の範囲内における個人情報について、担当者がこれを適正に取扱うよう指導・監督するとともに、所管する保有個人データの開示及び訂正等の請求に関し、これを適正に処理する責任を負う。
- 4 保有個人データの管理責任範囲について疑義が生じた場合は、役員会の審議により、これを定めるものとする。

第2章 個人情報の取扱い

(個人情報の収集制限)

第6条 個人情報の収集は、利用目的の達成に必要な範囲内で行う。

2 次の各号に掲げる個人情報は収集しない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となる事項

3 個人情報を収集するときは、本人から直接に情報を収集しなければならない。

ただし、次の各号に該当する場合はその限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき
- (2) 本人の生命、身体または財産保護のために必要がある場合で本人の同意を得ることが困難であるとき

(個人情報の利用制限)

第7条 収集した個人情報は、あらかじめ定めた利用目的以外に用いない。

ただし、次の各号に該当する場合は、その限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき
- (2) 法令に基づくとき
- (3) 本人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難なとき

(第三者提供の制限)

第8条 収集した個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。ただし、次の各号に該当する場合は、その限りでない。

- (1) 法令に基づくとき
- (2) 本人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難なとき

第3章 個人情報の管理

(個人情報の適正管理)

第9条 管理責任者は、個人情報の安全管理及び正確性を確保するために、次に掲げる事項について適切な措置を講じる。

- (1) 個人情報の改ざん、漏洩、紛失または毀損を防止すること
- (2) 利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報を正確かつ最新の内容に保つこと
- (3) 保有する必要のなくなった個人情報は速やかに廃棄または消去すること

第4章 個人情報の開示及び訂正等

(自己情報の開示請求と訂正等)

第11条 管理責任者は、個人情報の開示請求は受け付けない。

2 管理責任者は、内容の訂正、追加、利用停止、第三者提供の停止、削除または消去(以下「訂正等」という)を請求されたときは、遅滞なく当該個人情報の訂正等を行う。

第5章 苦情の処理及び相談

(苦情の処理及び相談)

第12条 管理責任者は、個人情報の取扱いに関する苦情を適切かつ迅速に処理するため、苦情及び相談を受付けるための窓口を設置する。

- 2 窓口は、広報部とする。
- 3 苦情の処理及び相談のうち、その案件内容によって判断が困難な場合は、役員会に審議を要請しなければならない。

第6章 雑則

(法等の取扱い)

第13条 この規程に定めるもののほか、個人情報の保護の取扱いに関する事項については、法及びその他の関係法令により取り扱う。

附則 この規程は、平成 年 月 日より施行する。

青森県立保健大学同窓会の個人情報保護方針（案）

青森県立保健大学同窓会(以下「本会」という)は、以下の方針に基づき、個人情報保護に関する法律及び関連法令を適正かつ確実に執行し、本会の保有する個人情報の保護に努めます。

1. 個人情報の取得について

本会は、適法かつ公正な手段によって、個人情報を取得します。

2. 個人情報の利用目的について

個人情報の利用は、同窓会会則に定める目的と事業の業務範囲内とします。

- ・同窓会報等、刊行物の発送
- ・同窓会が主催する行事の案内
- ・会員並びに準会員(在校生)への情報提供
- ・会員名簿の作成
- ・同窓会会則第2～3条に定める目的達成に係わる事業

3. 個人情報の管理について

- A 個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理します。
- B 個人情報の改ざん、漏洩、紛失、または毀損等を防止するため、不正アクセス、コンピュータウイルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講じます。
- C 個人情報の外部への持出し、送信等による漏洩はいたしません。

4. 開示・訂正・利用停止について

本人が自己の個人情報について、訂正、追加若しくは削除等の権利を有していることを確認し、これらの要求がある場合は、速やかに対応いたします。

5. 第三者への提供について

本会は、原則として、あらかじめ本人の同意を得ることなく、第三者への個人情報を提供することはいたしません。

6. 本方針の実施・維持・改善について

本会は、この方針を実施するための「青森県立保健大学同窓会における個人情報の保護に関する基本規程」を定め関係者に周知徹底し、継続的に改善していきます。

7. 問い合わせ窓口

個人情報の取扱いについてのご質問やお問い合わせは、同窓会ホームページにて行います。「お問い合わせ」フォームよりメールにてご連絡ください。

* 「個人情報の保護に関する基本規程」は、同窓会ホームページに掲載しています。

青森県立保健大学同窓会ホームページからアクセスして下さい。

青森県立保健大学同窓会HP <http://auhw-dousokai.com>

同窓会係（準会員の係設定）：（案）について

1. 同窓会係設定目的

- 1) 同窓会活動について、在学生へ広く周知を図ること
- 2) 卒業生・在学生間の情報交換手段とすること
- 3) 同窓会費の円滑な徴収を行うこと

2. 同窓会係対象者

準会員の中でも会員数の多い、在学生を対象者とする。

3. 人数

各学年、看護学科 5 名、理学療法学科 2 名、社会福祉学科 3 名、栄養学科 2 名の 1 学年 12 名選出（在校生計 48 名）。

4. 選出方法

各学年各学科より毎年選出とし、選出時期は 4 月ガイダンス時に決定。係の決定、改選、継続は在学生に一任し任期は定めず、一定人数を係とし活動して頂く。その後名簿提出により、同窓会で随時係を把握していく。

その他詳細に具体的な企画等の詳細については当議案議決後検討し、来年度からの導入を目指していく。

資料のペーパーレス化について：（案）

1. 目的

- ①資料の印刷・郵送に関わるコストと役員の作業負担の軽減
- ②ホームページ（以下HPとする）の利用促進

2. 資料作成から配布の現状

- ・総会資料を全会員へ印刷・郵送している。今回の総会資料配付のコストは概算で約13万円となる。
- ・年々会員数が増加するためコストが増える一方である。
- ・庶務が資料手配をしているが膨大な量のため役員のみでまかなえない状況にある。

3. ペーパーレス化の手段

総会資料等、会員への発行物をHP上で閲覧できるようにし、それをもって資料の配付とする。

〈メリット〉

- ・HP上で資料を閲覧できるようにする方法だとコストは約5,000円程度で大幅なコストダウンが図られる。
- ・郵送等の時間短縮と作業の軽減が図られる。
- ・HP閲覧の機会が増え、同窓会活動の周知が図られる。

〈デメリット〉

- ・手元に資料が紙面として残らない。
- ・ホームページを閲覧できる環境にない場合は資料をみるのが難しい。

※デメリットへの対応、その他詳細については当議案議決後検討し、今後導入を目指していく。